

金融税制関係部分抜粋

平成22年度税制改正大綱（抄）

～納税者主権の確立へ向けて～

平成21年12月22日

第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的仕組み

現行所得税では、収入や経済的利益などから、発生形態に応じて設けている給与・事業など10種類の所得分類に従って、給与所得控除や必要経費などを差し引き、所得金額を計算しています。原則として、これらの10種類の所得金額を合算し、その金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して税額を計算する総合課税の仕組みをとっています。

累進税率とは、所得が多くなるに従い高い税率を課す方法であり、我が国では6つの税率適用所得区分（ブラケット）を設け、ブラケットに応じた税率を課す超過累進税率をとっています（資料1参照）。

例えば、300万円の所得（収入ではありません）がある場合、0円から195万円までは税率5%、195万円超330万円までは10%ですので、 $195 \text{万円} \times 5\% + (300 \text{万円} - 195 \text{万円}) \times 10\% = 20.25 \text{万円}$ という計算になります。

ただし、利子などは源泉分離課税と言って、源泉徴収段階で課税し、他の所得と合算しません。株式譲渡益などは申告分離課税と言って、確定申告の段階で他の所得と合算せず、課税しています。

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます（資料2参照）。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。

特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第4章 平成22年度税制改正

2. 個人所得課税

(2) 金融証券税制

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

イ 非課税措置の概要

- (イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限りません。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。
- (ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ロ 非課税口座

- (イ) 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限りません。）が、上記イの非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限りません。）をいいます。
- (ロ) 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額

が100万円を超えない範囲内のものに限り、及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

(ハ) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とします。

ハ 非課税口座開設確認書の申請手続

(イ) 上記ロの非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成23年1月1日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日からその開設年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならないこととします。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項をe-Tax等を利用する方法により、すみやかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととします。

(ロ) 当該申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、当該申請書の提出がないことの確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならないこととします。

ニ 非課税口座年間取引報告書（仮称）の税務署長への提出金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととします。

ホ その他所要の措置を講じます。

② 生命保険料控除の改組

〔国税〕

生命保険料控除を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額を12万円とします。

イ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結し

た保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超40,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000 円
40,000 円超80,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律40,000 円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

(ヘ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）を適用します。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）とします。

(イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成24年分以後の所得税について適用します。

[地方税]

生命保険料控除を改組し、次のイからハまでによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とします。

イ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設けます。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とします。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとします。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

(ホ) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

(ヘ) 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

ロ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）を適用します。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかか

ならず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限 2.8 万円）とします。

(イ) 新契約の支払保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成25 年度分以後の個人住民税について適用します。

③ 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22 年12 月31 日まで適用する措置を講じた上、廃止します。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置を講じます。

イ 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とします。

ロ みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととします。

④ 平成13 年9 月30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22 年12 月31 日）の到来をもって廃止します。

⑥ 上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）について、次の措置を講じます。

イ 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加します。

ロ 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とします。

⑦ 株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加します。

イ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合

併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるもの
に限ります。)によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株
式

ロ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割(その分割法人の株主等
に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付
がされるものに限ります。)によりその株主が取得する分割承継法人株式
又は分割承継親法人株式

ハ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換(その法人の株主等
に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの
交付がされるものに限ります。)によりその株主が取得する株式交換完全
親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転(その法
人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限りま
す。)によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式

⑧ 国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちそ
の配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするもの
については、その金融商品取引業者をその配当等の源泉徴収義務者(特別徴
収義務者)とします。

⑨ 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債(割引
の方法により発行されるものを除きます。)を追加します。

(注) 上記の改正は、平成22年4月1日以後に行う譲渡について適用します。

⑩ 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追
加します。

イ 商品先物取引法の次に掲げる取引

(イ) 先物取引のうち商品スワップ取引等(同法第2条第3項第5号から第
7号までに掲げる取引)

(ロ) 店頭商品デリバティブ取引

(ハ) 外国商品市場取引

ロ 金融商品取引法の次に掲げる取引

(イ) 市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等(同法第2条第21項第4
号から第6号までに掲げる取引)

(ロ) 外国市場デリバティブ取引

(注1) 上記イの改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関す

る法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われる差金等決済について適用します。

（注2）上記ロの改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用します。

- ⑪ 信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から45日以内（現行1月以内）とします。
- ⑫ 保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等を図ります（相続税、贈与税及び法人税関係の法令並びに地方税関係の法令についても同様とします。）。

（4）その他

〔国税〕

- ③ 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。

ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

3. 法人課税

(3) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

⑪ 保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長します。

イ 火災共済に係る準備金積立率を2%（現行2.5%）に引き下げます。

ロ 火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行います。

(イ) 特例積立率を4%（現行火災保険等については4%、火災共済については5%）とします。

(ロ) 対象となる事業年度について、準備金の積立事業年度末の残高が、火災保険等については正味収入保険料の30%を超える事業年度を、火災共済協同組合連合会が行う火災共済については正味収入共済掛金の75%（火災共済協同組合が行う火災共済は60%）を超える事業年度を、それぞれ除外します。

⑫ 特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を50%超とする要件の対象から特定社債を除外し、特定出資を追加する等の見直しを行います。

4. 国際課税

(4) 租税特別措置

[国税]

(廃止・縮減等)

○ 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃します。

イ 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止します。

ロ 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとします。

(イ) その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債

(ロ) 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債

(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。

ハ 国内金融機関等が支払を受ける上記ロ(イ)又は(ロ)に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除します。

ニ 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じます。

(注) 上記ロからニまでの改正は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債について適用します。

(延長・拡充等)

① 振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置を講じます。

イ 次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限り、）は、適格外国証券投資信託に該当するものとします。

(イ) その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの

(a) 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること

(b) 上記(a)の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること

- (ロ) その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託（上記(イ)に該当するものを含まず。）の信託財産としてのみ取得される外国投資信託
- ロ 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限ります。）の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とします。
- ハ 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講じます。
 - (イ) 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とします。
 - (ロ) 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとします。
 - (ハ) 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとします。
- ニ 非課税のための口座の設定手続等について、所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用します。

② 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設します。

- イ 非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替社債等（利子が支払われるものに限る、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得

税及び法人税を非課税とします。

ロ 上記イの措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととします。

(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。

ハ 非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講じます。

(注) 上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用します。

③ 外国組合員に対する課税の特例について、本特例の適用要件における「業務の執行」は、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まないものとします。

5. 資産課税

(2) 租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ⑧ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率（現行1,000分の8）にあつては、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（質権又は抵当権の移転登記にあつては1年）延長します。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の11

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の13

(延長・拡充等)

- ② 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長します。
- ③ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う冬季に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長します。

(3) その他

[国税]

- ① 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ、次の見直しを行います。

イ 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。

(イ) 解約返戻金相当額

(ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

(ハ) 予定利率等を基に算出した金額

ロ 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。

(注1) 上記イの改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約（確定給付企業年金等を除きます。）に係るものに限り、）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

(注2) 上記ロの改正は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用します。

⑤ 保険法の制定により、保険契約の締結時に交付する書面に関する規定が新たに設けられたことから、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化を図ります。

6. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(1) 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。